

令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みについて

令和6年10月から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金が必要になりました。

詳細は下記の厚生労働省ウェブページをご確認ください。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

なお、この特別料金は選定療養であるため、高額療養費等の計算対象外になります。

※選定療養とは、保険適用を前提としない患者が特別に希望する医療として、患者が選定し、全額自己負担とすることによって患者の選択の幅を広げようとするものです。

（例）特別の療養環境（差額ベッド）など

○厚生労働省（リンク）

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関する基本的なこと

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kouhatu-iyaku/01.html

【この掲載に関するお問合せ先】
大阪府後期高齢者医療広域連合
給付課給付係
電話 06-4790-2031